１　はじめに

**「もぎさい」法教育教材・教員用説明資料（小学校）**

本教材は、主に、一コマ（４５分間）の授業で、児童が動画を視聴することによって刑事裁判手続を模擬的に体験し、証拠に基づいて被告人が有罪であるかどうかについて考えることができるよう作成したものです。社会科において「司法の役割」を学習するに当たって小学６年生でも理解することができるよう、専門用語をなるべく使用せず、平易な言葉を用いるなどしています【[[1]](#footnote-1)】。

また、初めて模擬裁判を行う中学生や高校生を対象とする授業で使用していただくこともできる内容となっています。

２　本教材の位置付けと学習効果

　⑴　本教材の対象とする教科及び学年

小学校社会　第６学年

⑵　本教材の位置付け

枠内…小学校学習指導要領（平成２９年告示）社会より抜粋

「」…小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説社会編より抜粋

波線…直接的に関連する記述

①第６学年の目標との関連

|  |
| --- |
| 社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。⑴　我が国の政治の考え方と仕組みや働き・・・について理解するとともに、・・・各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。⑵　社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。⑶　社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、・・・我が国の将来を担う国民としての自覚・・・を養う。 |

②第６学年の内容及び内容の取扱いとの関連

|  |
| --- |
| （内容） |
| ⑴　我が国の政治の働きア(ｱ)　・・・立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。イ(ｱ)　日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、 |
| 表現すること。 |

「・・・日本国憲法の基本的な考え方に着目して、見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめ、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現することを通して、・・・立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解できるようにすることである。・・・アの(ｱ)の・・・立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解することとは、我が国の政治には国会に立法、内閣に行政、裁判所に司法という三権があること、それらは相互に関連し合ってそれぞれの役割を果たしていることなどを基に、我が国の政治の仕組みについて理解することである。・・・イの(ｱ)の日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現することとは、社会的事象の見方・考え方を働かせ、我が国の民主政治について、例えば、・・・国会、内閣、裁判所はそれぞれどのような役割を果たしているか・・・などの問いを設けて調べたり、日本国憲法と国民生活、国会、内閣、裁判所と国民をそれぞれ関連付けて考えたりして、調べたことや考えたことを表現することである。・・・」

|  |
| --- |
| （内容の取扱い）⑴ア　アの(ｱ)については、・・・裁判員制度・・・について扱うこと。その際、イの(ｱ)に関わって、国民としての政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。 |

「「裁判員制度」については、国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民との関わりについて関心をもつようにする。また、イの(ｱ)の指導に関連して、・・・例えば、・・・国民が裁判に参加する仕組みとして裁判員制度があることなどを踏まえて、様々な立場から多角的に考え、義務や責任などと関連付けて自分の考えをまとめるように指導することが大切である。」

③内容の取扱いについての配慮事項との関連

|  |
| --- |
| ２⑴　・・・具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。 |

「・・・社会科においては、主権者として求められる資質・能力を育成する観点から、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて、自分たちの行動や生活の仕方や、これからの社会の発展などよりよい社会の在り方などについて考えることも大切である。その際、考えたり選択・判断したりしたことを根拠や理由を明確にして論理的に説明したり、他者の主張を踏まえて議論したりするなど、言語活動の一層の充実を図るようにすることが大切である。」

|  |
| --- |
| ２⑶　・・・また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。 |

「⑶　・・・学習内容や教材について、地域の専門家や関係者、関係諸機関等と円滑な連携・協働を図ることも大切である。例えば、・・・政治の働きに関わる関係諸機関の人などの協力を得て、話を聞いたり、活動の様子を見学したり、社会に見られる課題の解決に向けて意見交換をしたりすることなどが考えられる。・・・」

⑶　本教材の学習効果

　　　本教材を活用することにより、上記⑵の学習指導要領の記載に関連して、以下のような学習効果があると考えられます。

○　刑事裁判手続を模擬的に体験することを通じて、裁判員制度を含めた司法制度の意義、とりわけ刑罰を科す刑事裁判手続において厳格なルールが定められていることの意義についての理解を深めるとともに、裁判員制度に対する関心を高める。

○　証拠から認められる事実について、検察官及び弁護人・被告人のそれぞれ異なる立場からの評価を踏まえ、被告人が有罪であるかどうかを検討することにより、物事を多面的・多角的に考察して分析する力や結論を導いた理由を説得的に表現する力を養う。

３　本教材の構成及び本教材を活用した授業例

本教材（視聴覚教材）は、①刑事手続の流れ、刑事裁判のルールの説明、②題材の器物損壊被告事件の審理（題材の事案の内容は後記４⑴参照）、③話合いに当たってのポイントの説明、④専門家（裁判官、検察官、弁護士）のメッセージで構成しています。

①で授業の導入として刑事裁判のルール等を学習し、②で刑事裁判手続の流れに沿って事案や証拠等を把握し、③で事案のポイントをつかみ、これを踏まえて児童らが付属のワークシートを用いて被告人が有罪であるかどうかについて検討して話合いなどを行うことを想定しています（話合いのポイントとワークシートの内容は後記５、６のとおりです。）。

④の専門家のメッセージは、司法や法曹への関心・理解を深めていただける内容となっており、授業の最後などに視聴いただくことを想定しているものです。

動画は複数のチャプターに分割されていますので、一コマ（４５分）の授業で、話合いの時間等を十分確保したい場合などは、動画の全てを使用せず、一部のチャプターのみを使用して行うことも考えられます（動画の再生速度を適宜調整することも考えられます。）。また、授業の目的に応じて、一部のチャプターのみを使用することも考えられます。

一コマ（４５分）の授業で、動画を使用した授業例は、**別添の「学習指導案（視聴覚教材）」**を参考にしてください。

４　視聴覚教材の内容の説明

⑴　題材の器物損壊被告事件の内容

○　刑事裁判手続の流れ

　　○　事案の概要

・被告人が深夜に駐車場で被害者の車のドアをカナヅチで何度も叩いて傷を付けて壊したとして起訴された器物損壊の事案であり、被告人は「自分は犯人ではない」と主張しています。

・検察官は、証拠として、①被害者の供述調書（犯人が車を何かで叩いているのを発見し、逃げる犯人の姿を写真で撮ったという内容）、②車のドアの写真、③被告人が所持していたカナヅチの報告書（被告人がカナヅチを所持しており、そのカナヅチには被害者の車の塗料が付いていたという内容）、④被告人を発見したときの状況等の報告書（事件の約２０分後に事件現場から約５００メートル離れた場所で被告人が発見され、被告人の服装や持ち物が犯人と似ていたという内容）、⑤被告人の会社の同僚の供述調書（被告人は、事件の前日、被害者に腹を立てていたという内容）を提出しています。

・被告人は、警察官に発見された時はコンビニに行くために歩いていたのであり、カナヅチは拾ったものである旨供述しています。

・検察官は、論告において、①被告人は、人通りが少ない夜中に、事件発生後間もない時間、事件現場から近い場所にいたこと、②このとき被告人は犯人と似た格好をしており、③犯行に使われたカナヅチを持っていたことから、被告人が犯人ではないのに、このような偶然が重なることはないとし、また、④被告人には犯行の動機もあることから、被告人は犯人であると主張しています。

・弁護人は、弁論で、①被告人が深夜に出歩いていたのはコンビニに行くためだったこと、②被告人の服装や持ち物はありふれたものであること、③被告人が持っていたカナヅチはたまたま拾ったものであること、④被告人は腹を立てて人の物を壊すような人ではないことから、被告人が犯人とはいえず無罪であると主張しています。

⑵　刑事裁判のルール

【無罪推定の原則（疑わしきは罰せず）】

「犯罪を行えば、刑罰を科せられる」というルールは、犯罪を防止し、私たちが自由に安心して暮らせる社会を実現するために重要な役割を果しています。一方で、刑罰は人の生命、自由、財産を強制的に奪うものであり、それを科せられた人に大きな不利益を与えるものです。

そこで、無実の人を誤って処罰しないように、刑事裁判では、「被告人が間違いなく有罪であることを示すだけの証拠がない場合には有罪と判断できない（無罪と判断しなければならない）というルール」があります。これを、「無罪推定の原則（疑わしきは罰せず）」といいます。

【証拠裁判主義】

刑事裁判では、誤った判断をしないためにも、何に基づいて判断したのかを明らかにするとともに、当事者である被告人に十分な反論の機会を与える必要があります。

そのため、刑事裁判では、「事実の認定は、裁判で提出された証拠だけでしなければならない」というルールがあります。例えば、その事件に関する報道やＳＮＳに投稿された書き込みなどに基づいて判断することは許されません。これを、「証拠裁判主義」といいます。

⑶　刑事手続の流れ

犯罪が発生すると、警察等の捜査機関が捜査（犯人を捜したり、証拠を集めたりする）を行い、検察官に事件を送ります（送致）。検察官は、事件について更に必要な捜査（被疑者や関係者から話を聞く、必要な証拠を集めるなど）を行い、本当に被疑者が犯人かどうか、刑罰を科す必要があるかなどについて検討し、被疑者がその事件の犯人であることに間違いがなく、また、刑罰を科す必要があると判断したとき、その事件を起訴します【[[2]](#footnote-2)】。

起訴されると、裁判所は、裁判を開いて、提出された証拠に基づいて、被告人が有罪であるかどうか、有罪である場合にはどのような刑を科すかを判断して判決をします。また、起訴された事件の中で、刑罰が重い一定の犯罪については、国民が裁判員として裁判官と一緒に判断する裁判員裁判が開かれることになります【[[3]](#footnote-3)】。

※本教材は、児童に分かりやすい事案とするため、裁判員裁判の対象ではない器物損壊の事案を題材としていますが、基本的な刑事裁判手続の流れを知ることにより、裁判員制度についての理解につながるものと考えられます（手続の流れなどの基本的部分は裁判員裁判の対象事件と同様です。）。

５　話合いのポイント（検討のポイント）

検察官が主張するように、被告人は、犯人ではないにもかかわらず、①事件から間もない時間に事件現場の近くにおり、②犯人と似た格好をし、③事件で使われたと思われるカナヅチを持っていたという偶然が重なることがあり得るか、また、④被告人に動機があることをどう評価するかについて、被告人の供述や弁護人の主張も踏まえながら、検討して結論を出すことになります。

なお、本教材の事案の結論については、有罪、無罪どちらが正解ということはなく、刑事裁判のルールに従って、自分なりに事実を評価して結論を導くことができるかどうかが重要です。

事実の評価の例は次のとおりです（あくまで一例であり、これ以外の意見が不正解であることを示すものではありません。）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 結論 | 犯人だと確信が持てる | 犯人だと確信が持てない。 |
| 理由 | ・短時間（約２０分）に犯人が捨てたカナヅチを被告人が拾う可能性はとても低いはず。・事件から間もない深夜の時間に犯人の格好と似た人は少ないはず。・このような偶然が重なるのは、普通はあり得ない。・被告人は被害者に腹を立てており、被害者の車を傷付けてもおかしくない。 | ・カナヅチを被告人が拾うことがあり得ないわけではない。・被告人はカナヅチを警察に届けようと思ったと言っていて、これがおかしいとは言い切れない。・犯人の格好は、これといった特徴があるものではなく、ありふれたものである。・被害者に腹を立てていても、被告人が被害者の物を傷付けるとは限らない。・被害者に腹を立てている人が他にいないとは限らない。 |
| 児童の意見（※） | ・被告人はアイスを早く食べたかったのにカナヅチを拾ったというのはおかしい。・アイスを買いに行くためだけにリュックを持っていたのはおかしい。 | ・被告人がカナヅチを交番に届けようと思って拾ったと言っている。・ビニール袋が有料だからコンビニに行くためにリュックを持っていてもおかしくない。 |

※視聴覚教材を使用した授業で、児童から実際に出された他の意見

６　ワークシートの内容

添付のワークシートは４枚あり、必要に応じて変更して利用できます。

・ワークシート１

事件現場や被告人が発見された場所等の位置関係を示したもので、児童が事実関係を把握するための補助とするものです。

・ワークシート２

証拠から認められる事実を整理するためのワークシートであり、児童が証拠から分かることを書き込むことを想定しています。

・ワークシート３

検察官と弁護人の主張のポイントを記載したもので、児童が検討するための補助とするものです。

・ワークシート４

話合いにおいて、被告人が犯人といえるかどうか及びその理由について、自分の考え、他の人の考えなどを書き込むことを想定しています。

７　「シナリオ教材」について

「シナリオ教材」は、「視聴覚教材」の題材となっている事案の裁判シナリオです。

総合的な学習の時間を使って発展的な学習をする場合や、特別活動で法やきまりと関わる話合いや合意形成をする活動と関連させる場合などには、シナリオ教材を用いて、児童をそれぞれ配役して裁判劇（ロールプレイ）を行い、刑事裁判手続を実際に体験してもらうことも考えられます（授業の導入では、「視聴覚教材」の刑事手続の流れや刑事裁判の大事なルールのチャプターまで視聴してもらうことも考えられます。）。

1. そのため、実際の裁判とは使用される用語や証拠等が異なるほか、手続の一部を省略しています。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 起訴するかどうかの判断は、検察官に委ねられています。検察官は、被疑者が犯人であることに確信が持てない場合や、被疑者の境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況等の諸般の事情を踏まえ、起訴する必要がないと判断したときは、事件を「不起訴」にします。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 裁判員裁判の対象事件の例として、殺人罪や強盗致傷罪などがあります。 [↑](#footnote-ref-3)